

奈良県告示第百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年七月七日

奈良県知事 荒井正吾

仲秀晃	施術者の氏名	仲整骨院 橿原市小綱町六一二	施術所の名称及び所在地	平成二十九年五月十三日	廃止年月日
-----	--------	-------------------	-------------	-------------	-------